

安芸市地域おこし協力隊設置要綱

平成25年4月1日

(設置)

第1条 人口減少や高齢化等が進行している地域において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号。以下「推進要綱」という。）に基づき、安芸市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、地域力の維持・強化に資する次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域行事や地域コミュニティ活動に関する活動
- (2) 集落活動センターの運営に関する活動
- (3) 地域住民の生活支援に関する活動
- (4) 地域資源の発掘及び地域資源の活用に関する活動
- (5) 農林水産業への支援活動
- (6) 観光交流事業に関する支援活動
- (7) その他、地域力の維持と地域おこし及び地域活性化に資する活動

(協力隊の任用)

第3条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から安芸市内へ移し、住民票を異動させた者（市内において異動した者及び委嘱を受ける前に既に市内に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まない。）
- (2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域住民と生活をともにする意志のある者

(任用等)

第4条 隊員の任用期間は、1年以内とし、最長3年まで更新することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、推進要綱に基づき、地場産業への従事等を通じて起業又は事業承継を行うことを予定する場合は、活動期間を延長することができる。
- 3 前項の規定による延長期間を含めた任用期間は、最長5年を限度とする。
- 4 任用を更新する場合には、年度ごとに更新することとする。

(活動時間)

第5条 隊員の活動時間は、1日当たり7時間45分とし、週31時間の活動を原則とする。

(秘密を守る義務)

第6条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の役割)

第7条 市は、協力隊の活動が円滑に実施できるように、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 協力隊の年間事業計画の作成
- (2) 地域協力活動に関するコーディネート
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他協力隊の円滑な活動に必要なこと

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。